

知って得する!

## 法律コラム

「譲渡担保」と  
「所有権留保」の立法化

弁護士 堀内良

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。

こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

## 1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の堀内です。

今回は「譲渡担保」と「所有権留保」が法律によって規定されたことについてお話をさせていただきます。

## 2 「譲渡担保」と「所有権留保」

## (1) 譲渡担保とは

担保の目的で目的物の所有権を債権者に譲渡することをいいます。法形式的には譲渡ですが、経済的な実質は担保です。

典型例は、機械設備や在庫商品を担保として融資を受け、所有権は形式上債権者に移転するけれども、債務者は引き続き目的物件を利用することができるような場合です。

## (2) 所有権留保とは

売買契約にて買主の代金完済以前に売買物件が買主に引き渡される場合、代金債権の担保のために、買主の代金完済まで売主が目的物件の所有権を留保することをいいます。

典型例は、ローンを組んで自動車を購入する際に、ローン完済まで所有者を売主あるいはローン業者とするような場合です。車検証の所有者欄に記載されることとなります。

## 3 「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(譲渡担保法)の成立

譲渡担保や所有権留保は、これまでは共通して法律に明文の規定はありませんでした。

資金調達における担保は、従前ですと不動産担保や個人保証が広く用いられてきました。不動産を有しない企業の増加や保証人の負担軽減の観点から、動産や債権を担保とする融資を促進するために法整備が進められ、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(譲渡担保法)が成立・公布されました。

ただし、本稿執筆時点では施行されておらず、一部の規定を除き、「令和7年6月6日から2年6月を超えない範囲内」で施行される予定です。

## 4 合理化された内容

譲渡担保法では、これまでのルールが明文化・明確化されておりますが、紙幅の関係から、新たに合理化されたルールについて主な内容をご説明いたします。

## (1) 動産譲渡担保権と他の担保権が競合した場合の優劣関係(譲渡担保法36条)

譲渡担保といっても、対象となる動産が引き渡さ

れない場合があります。第三者からみますと何も変化がありませんので、ほかに担保が設定されているのか認識しづらく、対象となる動産の担保価値を正確に把握することが困難でした。

そのため、動産の引渡しを伴うような、第三者からみて認識しやすい場合の譲渡担保権が優先するようになりました。

## (2) 裁判所の手続によらない私的実行に関する規律(譲渡担保法60条1項、61条1項)

譲渡担保権者は、裁判所の手続によらずに、短期間で、担保目的財産を取得したり第三者に譲渡したりして弁済を受けることができるため(私的実行)、設定者が倒産法上の制度を利用するなどして必要な対応を取る余裕がないまま、事業再生に必要な財産を失うおそれが指摘されていました。

そのため、譲渡担保権者による私的実行の完了までの一定の猶予期間を創設し、着手から2週間経過するまで等は、実行が完了しないものとなりました。

## (3) 譲渡担保権の倒産手続における取扱い(譲渡担保法97条、99条ないし104条)

倒産手続における取扱いについても、明文の規定はありませんでした。

従来の倒産手続上の対処方法は、事業の継続にとって必要な財産が逸出することを防止する等の目的で、裁判所の命令により担保権実行手続を一時中止する制度(担保権実行手続の「中止命令」)を申し立てることが想定されていました。しかし、上記のとおり、短期間で私的実行が完了できるため時間的余裕に乏しく、債務者の事業継続等が困難になるおそれがありました。

そのため、譲渡担保権の実行手続が開始される前の「禁止命令」や、担保権実行手続の「取消命令」が創設されました。

## (4) 一般債権者の弁済原資を確保するための方策(譲渡担保法71条、95条)

広い範囲に担保権設定がされれば、担保を得ていない一般債権者(給与債権を有する労働者の方など)の弁済原資が枯渇するおそれがありました。

そのため、集合動産・集合債権譲渡担保権の実行後、1年以内に設定者について倒産手続開始の申立てがあった場合、譲渡担保権者が倒産財団に一定額を組み入れる制度が創設されました。

## 5 さいごに

倒産処理に関わるルールや設定者の事業再生・継続を念頭に置いたルールの創設がみられます。平時以外にも大きく影響する、重要な改正になっています。